

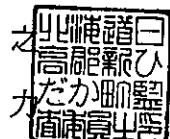


監査公表第2号

地方自治法第199条第4項の規定により、令和6年2月20日から22日に実施した定期（学校）監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和6年3月6日

新ひだか町監査委員 後藤和之
新ひだか町監査委員 志田力



(別紙)

第1 監査の概要

1 監査の対象校

静内小学校、桜丘小学校、三石小学校、静内中学校、三石中学校

2 監査実施日

令和6年2月20日～22日の3日間

3 監査の実施方法

令和5年度に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況について、教育委員会管理課から提出された監査資料に基づき、帳簿、関係書類等の提出を求め、関係職員より説明聴取等を実施した。

第2 監査の結果

対象小中学校における財務に関する事務の執行等について、監査を実施した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。なお、次とおり検討を要する事項が見受けられたので、意見を述べる。

第3 監査意見

1 備品の管理について

各種備品はそれぞれ適切な場所に保管・設置されていた。現在、備品台帳のデータ化を進めているとのことなので、運用方法や備品の廃棄手続きにおける書類の作成においては、管理課主導のもと、全学校で統一を図られたい。

また、学校再編により、今後発生する不用備品等については、有効な再利用及び適正な処分等を引き続き行われたい。

2 理科薬品の管理状況について

薬品受払簿について、使用の都度記入していない学校や、保存期限の切れた薬品等が残されている学校が見受けられた。劇薬など危険物も含まれていることから、取扱いは厳重に行うとともに、適切に処理されたい。

3 郵券の管理状況について

切手受払簿等の管理は適切に行われていた。今後も毎月、現有数と受払簿の照合確認を実施し、現金同等物として適切に処理されたい。

4 教育費の予算について

学校の再編整備が進む中、教育環境をより快適なものへ推進できるよう学校と行政がより密な連携を図り、限られた予算を子どもたちへ有効かつ効率よく執行されるよう配慮されたい。